HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	組合員に対する農協の資金供給・決済システムの機能に関する研究 ： システムの比較分析による組合員勘定制度の再評価［全文の要約］
Author(s)	森田, 泰之
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	乙第7050号
Issue Date	2018-03-22
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/70203
Type	doctoral thesis
File Information	Yasuyuki_Morita_summary.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学 位 論 文 内 容 の 要 約

博士の専攻分野の名称： 博　士（農学）　　氏名　　森　田　泰　之

学 位 論 文 題 名

組合員に対する農協の資金供給・決済システムの機能に関する研究
－システムの比較分析による組合員勘定制度の再評価－

１　背景と課題

戦後、日本の農業金融においては、政府主導で政策的に進められた制度資金と、農協系統組織（注１）による系統資金が、主に短期の運転資金として農家に供給されていた。そして農林漁業金融公庫の設立後は、制度資金が同公庫によって担われ、同公庫による長期資金と農協系統組織による短期資金が農家に供給されている。

これまで北海道の農家は、都府県とは異なり、規模拡大を進めながら専業的に農業経営を行なってきた。それを可能としたのが、そうした資金の供給であり、農業金融の役割はきわめて重要であると言える。特に戦後間もない時期には、政府が実施した農業手形制度（以下、農手制度）が、農家の資材購入資金として重要な役割を担った。また農手制度が廃止された後には、農協系統組織によって組合員勘定制度（以下、組勘制度）が創設され、農家に対する資金供給・決済システム（注２）として、今日まで重要な役割を果たしている。

しかしながら、1964 年以降の度重なる冷災害の発生等もあって、規模拡大に要した資金の回収・返済が困難となる農家の存在が顕著となり、農家の固定化負債が問題視される事態が生じた。このような農家に対して、政府や北海道（以下、道庁）の財政負担によって負債整理対策が過去に実施されたのである。この負債整理対策の過程で、農家負債問題の原因が組勘制度にあるのではないか、ということが関係機関の間でも言及されるようになり、農林省（当時）によって同制度の調査が行われた（注３）。そして同省および道庁によって組勘制度の改善が提起され、また一部の研究者からも、この時期の組勘制度に対して問題点が指摘されたのである。

北農中央会を中心とする農協系等組織は、このような外部からの改善提起に対応するだけでなく、組織内部による問題把握を通じて組勘制度の改善をこれまで実施してきた。また、一部の農協は、組勘制度から貯金決済制度へ変更することや、負債が多い組合員に限定して貯金決済制度を採用すること（注４）で、問題解決を試みた経緯がある。その後、組勘制度に対する批判的な指摘や、農家の負債問題が再び注視されることが、あまり見受けられなかったことから、農協および農協系統組織の対応もあって、当時の問題は解消されたと推察するのが、これまでの経過であったと言える。

しかし、近年になって農協改革の議論が行われるなか、一昨年 11 月、政府の規制改革推

進会議・農業ワーキンググループの提言「農協改革に関する意見」において、組勘制度の廃止が突然、打ち出された（注５）。このような唐突な議論の前提には、坂下（2017a）が反論したように、組勘制度の特徴の一部である「農家と農協の契約」が「農家の農産物販売を統制するもの」、また「一年間の契約期間」が「資金繰りの悪化」「経営発展の阻害」とその解釈が悪い意味に置き換えられている。つまり、同制度の特徴の一部を指摘して制度そのものを否定し、その結果、制度の即時廃止という過激な問題提起がなされたと言える。結局、この件は「自民党の取りまとめではお咎めなしということになった」（注６）が、このような問題は今になって新たに指摘されたものではなく、組勘制度における過去の議論や改善事項を踏まえていないことが原因であると言える。

1991 年を最後の改善とする組勘制度の機能や、同制度とは異なる貯金決済制度がどのような機能を有するかについては、これまであまり論じられてこなかった。また、最後の改善からすでに 20 年が経過しており、現在の農業経営に対して求められる機能や役割が変化していることも考えられる。したがって、組勘制度および貯金決済制度の機能をここで改めて整理し、現段階における組勘制度を評価すること、さらにそれを踏まえて、今後の農業経営に対して組勘制度に求められる新たな機能の検討・提示が必要であると言える。

組勘制度に言及する研究は、大きく３つの時期に分けて整理することができ、その時代背景によって視点が異なっている。

第１の時期区分は、組勘制度が創設された比較的早い時期に、農協事業と組合員の関係性から評価あるいは問題点を論じようとしたもので、山田（1967）、西村（1970）、山尾（1981）、田渕・太田原（1995）がある。これらの研究は、初期のものであるため、組勘制度の仕組みが説明されている点が特徴である。

山田（1967）と山尾（1981）は、北海道の農業金融において、組勘制度が導入された当時の農家に対する資金供給方式として同制度を評価している。特に山尾は、組勘制度が農協事業と組合員を結び付けるものとして農協事業の側面から評価している。一方、田渕・太田原（1995）は、農協の営農指導事業における問題点を把握しようとしたもので、組勘制度はその歴史のなかで信用事業という位置付けが与えられこともあり、組勘制度が営農指導機能を果たせなくなった点を論じ、新たな農家経営指導手法を開発する必要性を指摘した。また西村（1970）は、組勘制度における農家側の問題点を指摘している。当時の農家に対する資金供給方法として組勘制度は評価されるものの、組勘制度の運営状況から営農計画書や組勘報告書が農家の経営改善のための資料として活用には寄与せず、また簿記の機能を代替しない点を指摘しており、この時期の研究としては唯一農家側の問題に言及している。

第２の時期区分は、組勘制度が最後に改善された 1991 年前後の時期で、組勘制度と農家の負債累積問題との関連から同制度の問題点を論じたものである。主に、天間（1986・1990）、黒河（1991a・1991b）、坂下（1991b）がある。

まず、天間（1986）は、統計資料や農業関係機関が実施した負債農家の実態調査結果を用いて、負債の原因が規模拡大・機械投資、冷災害、農産物価格の低迷が主な原因であること

を明らかにした。黒河（1991b）は、稲作地域の農家を対象に組勘データを用いて負債の累積過程を考察している。借入金の大部分は規模拡大に要した農地取得よるもので、特に 1950～60 年代は冷害による減収によって、単年度収支のみならず、長期資金の返済計画に影響を及ぼし、財務に破綻が生じたと指摘している。坂下（1991b）は、北海道の農業金融は二重化していること、すなわち、営農・生活資金供給を農協プロパー資金が、農地購入、施設投資に関わる長期資金を制度資金が担っていることを指摘した。そして組勘制度が短期、長期資金を一元的に管理するが、長期資金が年末に自動的に返済処理される一方、年末最後の精算の際に組勘が赤字の場合には、農協の短期（証書）資金によって借換えが行われている事実を指摘している。つまり、農家側から見ると、長期低利資金の短期高利資金への借換えが行われ、組勘赤字農家にとっては累積債務が増加すること、一方、農協側には短期的に利子収入の増加をもたらすが、長期的には固定化負債の増大であると論じている。また、黒河（1991a）もこうした点に着目し、特に負債農家にとって長期資金の返済は、延滞等を交渉する経営者機能を発揮する余地は残されているものの、組勘では機械的に返済され、経営者が判断すべき支払順序を無視するものであるとする一方、資金返済のあり方は弾力的・戦略的な方途があるにも関わらず、農家が組勘というシステムに依存しすぎているところにも経営者として問題があると論じている。このような形で生じた農家負債問題に対し、天間（1991）は、組勘制度が導入された当初は営農・生活資金に困窮していた農家に対する資金供給方式として評価されるものの、その資金借り入れの簡便さがその後の負債問題の温床であり、また資金管理による赤字繰越発生の防止を農家、農協双方の「仲良しクラブ的姿勢」によって無視されたことが負債問題発生の本質である点を論じている。

第３の時期区分は、組勘制度が有する営農情報機能に注目し、農家の経営改善や農協による営農指導への活用方法を開発したものである。吉野（2002・2003・2011）は酪農経営を、平石（2011・2012）および白井他（2010）は耕種経営を、また白井（2011）は全ての経営を対象に、分析ツールを開発した。

吉野の研究は、酪農地帯の会計事務所から酪農家データの提供を受けてデータベースを構築し、経営規模（頭数、面積）等を基準に全体および任意の母集団を設定・選択した上で、農家の収入および経営費、財務指標等を、他経営や平均値等と比較可能なプログラムを開発し、農家に提供している。一方、平石および白井の一連の研究では、耕種経営を対象に組勘データを基礎に、その他必要なデータは農家への聞き取り等によって補足しながら、農協あるいは農家自らの経営診断や、さらには農産物生産費の計算を行うことで経営改善に資することを目的に、分析ツールが開発された。十勝・網走管内の農家、農協では既に活用事例が見られており、今後はさらなる活用が期待されるものである。

一方、組勘制度とは異なる貯金決済制度を対象にその特徴を考察したものに、森田（2009・2010）、森田・志賀（2015）がある。これは制度の特徴の差異によって農家の資金管理に与える影響を論じたものである。

以上のように、既存研究では組勘制度だけを考察するか、組勘制度とは異なるシステムを

考察した研究においてもシステムの差異によって農家に対する影響を論じようとしたものであり、一つの資金供給・決済システムとして、組勘制度や貯金決済制度が有する諸機能を包括的に評価した研究はこれまで見られなかった。

そこで本論文では、農協の資金供給・決済システムである組勘制度と貯金決済制度の機能を考察し、それら機能が有する限界を明らかにすることを課題とする。

以下、第１章では、農業金融の変遷から、北海道の農協において組勘制度や貯金決済制度という資金供給・決済システムが発生した経緯を整理する。第２章では、組勘制度の問題点と改善過程を整理し、現段階における同制度の機能を明らかにする。その組勘制度の機能を比較視点として、第３章から第５章は、貯金決済制度を採用する農協を対象に、各制度の機能を考察する。第３章ではＰ農協のⅠ型およびⅡ型決済を、第４章ではＦ農協のⅡ型決済を、第５章ではＳ農協の信用決済を対象に、それらの機能を明らかにし、その一方で限界も指摘する（注７）。終章では、以上を総括し、各システムの機能とその限界から現段階における組勘制度の評価を試論する。

２　各章の要約

各章の要約は、以下の通りである。

第１章では、北海道における農業金融の変遷を整理し、農協の資金供給・決済システムとして組勘制度が創設、あるいは貯金決済制度が採用される過程を明らかにした。戦後、政府によって実施された農手制度から特別営農資金へと短期資金の供給が引き継がれ、その一方、釧路地方の農協で開始された販売仮渡金制度と短期貸越制度を基礎に農協系統組織によって組勘制度が創設された。また、これまで一度も組勘制度を採用していないＳ農協とＷ農協、組勘制度から貯金決済制度へ変更したＰ農協とＦ農協の存在を確認した。

第２章では、組勘制度の問題点と改善過程を整理し、現段階における同制度の機能を明らかにした。組勘制度において、農協は農家の経営管理サイクルに合わせてその運用管理を行なっている。そのため、組勘制度が定義する機能とは別に、農協、農家ともに各５つの「管理機能」を有していることを指摘した。農協の管理機能は、①計画（審査）、②資金供給（決済）、③限度管理、④営農情報、⑤精算、同様に農家の管理機能は、①計画（策定）、②資金決済（借入）、③限度管理、④営農情報、⑤精算である。また、組勘制度における運用改善・改訂等はこれまで５回実施されたが、これまで指摘された問題点から、特に限度管理、精算の２つの管理機能が改善・強化された。限度管理は資金供給限度額とは別に、貸越極度額、家計費現金供給限度額の設定が行われ、超過した場合には取引は停止されること、また単年度の貸越残（マイナス）の精算は精算期間内に完全精算することによって、農家の負債累積を防止する措置が採られた。また、その精算が融資によって行われ、負債が累積するような農家を対象に「特定組合員に係る特別運用基準」（1991 年）が新たに設けられたが、専任部署・職員の配置と個別指導による管理体制を採用し、組勘制度の５つの管理機能をより強化した形でその対応が行われていたことを明らかにした。なお、組勘制度の営農情報において

は、農協の営農指導や農家の経営管理に活用可能な分析ツールが近年開発されており、その利用が期待されている。

第３章から第５章では、貯金決済制度を採用する農協を対象に、各制度の機能およびその限界を考察した。

第３章では、農家の負債問題を契機に組勘制度を廃止した P 農協を対象に、新たに採用された貯金決済制度の機能を考察した。P 農協では、一般組合員には総合口座による「Ⅰ型決済」を、特定組合員には総合口座Ⅱ型による「Ⅱ型決済」を実施していた。Ⅰ型決済における運用管理は、定期貯金を担保とすることが利用の前提条件となっていたため、農協は債権保全が容易となり、農家の負債問題を克服していた。しかし、Ⅰ型決済では、組勘制度が有していた計画、精算の管理機能が喪失されたこと、限度管理は担保とする定期貯金が貸越極度額となり管理事項が縮小したこと、営農情報の内容が縮小したことで資金供給・決済における計画実績対比による管理が不可能になったこと等から、農協の負担が軽減されたことが明らかとなった。

第４章では、農家の経営管理能力の向上を目的に組勘制度を廃止した F 農協を対象に、「Ⅱ型決済」の機能を考察した。F 農協のⅡ型決済における運用管理は、P 農協と同様に定期貯金担保がその利用の前提条件となっていた。またⅡ型決済は、組勘制度と類似する管理機能を有するものの、精算は不要になったこと、当初義務付けられていた営農計画書を一部の農家が作成しなくなり計画機能が薄れていること、ならびに営農情報の内容が縮小したことで資金供給・決済における計画実績対比が一部困難になったこと、限度管理は貸越極度額だけが管理事項となったこと等から、農協の負担が軽減されたことが明らかとなった。なお、営農情報の内容が縮小されたこと、組勘制度のように CSV データが農業簿記に直接利用できないことから、会計事務所へ税申告を委託する農家が増加傾向にあり、システムの変更は農家の経営管理能力の向上には寄与していない点が示唆された。

第５章では、これまで組勘制度を一度も採用していない S 農協を対象に、貯金によってその年の営農と生活を賄うことが可能な「一年おくりの農業」という考え方と、独自の融資制度に基づいて構築された S 農協の「信用決済」の機能を考察した。S 農協の信用決済は複数の決済勘定が利用されていたが、それらは貯金取引か貯金を担保とする信用（掛）取引であり、「一年おくりの農業」が確立されていた。しかし、その管理機能には計画を伴わず、営農情報の還元が信用（掛）取引に限定されている。したがって、組勘制度と比べて農協の運用管理における負担は少ないが、その一方、農家の経営管理における管理機能は限定的な範囲にとどまることになる。

なお P 農協、F 農協、S 農協のいずれのシステムも、計画および営農情報の管理機能が弱まったことから、農協、農家ともに組勘制度と同質的にはその管理機能を発揮できず、限界を有することが明らかとなった。また、特定組合員に対する各農協の対応も、そのような管理機能の限界を補完する形で、組勘制度と同じ管理体制を配置して実施していることが明らかとなった。

3　考察と展望

貯金決済制度が組勘制度と最も異なる特徴は、貯金残高による取引、貯金を担保とする貸越取引あるいは信用取引であった。貯金決済制度を採用し、運用管理のための担保設定を貯金だけにすることによって、農協は債権保全を容易に可能としたのである。それにより、一般組合員にはシステム運用における管理機能を弱めること、または農協の負担を軽減することが可能となっていた。

一方、貯金だけを担保に設定できない特定組合員に対する農協の対応は、組勘制度と類似するシステムを採用するか、異なるシステムでも組勘制度と同じ管理機能を有するような管理体制によって実施されていた。具体的には、一般組合員には義務化していない計画策定や、計画・実績対比による資金管理や、システムそのものにはない営農情報を農協が補完することによって、管理機能を強化していた。つまり、貯金決済制度は、組勘制度と比べてその管理機能には限界が認められたが、債権保全が容易な組合員には、それら管理機能を必要としないことが明らかとなった。しかしながら、特定組合員に対しては、債権保全もあることから、農協がそれら管理機能の限界を補完する必要性が生じ、組勘制度と同じ対応を行なっているのである。

組勘制度における農協の管理機能は、相対的により大きな負担を伴うが、組勘制度が有する計画（策定・審査）、営農情報の管理機能は、農協、農家双方にとって有益なものである。農協はすべての農家の営農情報を蓄積することで、営農指導や特定組合員の管理に活用することが可能であり、一方、農家も経営管理や経営改善に活用することが可能となるからである。

本論文で考察したⅠ型、Ⅱ型、信用決済においては、計画（策定・審査）と営農情報の管理機能に限界を有していた。その運用管理は、貯金担保を基本とするシステムであったからである。しかし、組勘制度が採用されている場合でも、貸越極度額に相当する営農資金（担保貯金）を農家が積み立てた場合には、農家、農協にとって有益な計画（策定・審査）および営農情報の管理機能を喪失することなく、その負担が軽減された形で、農家は経営管理、農協はシステム運用管理が可能となる。つまり、農家にとっては管理機能における限度管理と精算が不要となる一方、計画、資金決済（借入）、そして営農情報を活用することで経営管理のマネジメント・プロセスが実行可能となる。一方、農協も債権保全が容易となり、さらに限度管理と精算の管理機能はその負担が軽減される。そして特定組合員に対しては、組勘制度が有する管理機能をすべて活用し、さらに管理体制を強化することによって、その運用管理が可能となるのである。

このように、組勘制度以外のシステムにおける管理機能が限界を有していること、組勘制度の計画（策定・審査）および営農情報の両管理機能が、農協のシステム運用管理および農家の経営管理にとって有益であることを鑑みると、組勘制度は、農協を中心に地域農業の発展を支える基盤的システムとして活用が期待される大きな可能性を持つものと評価できる。

［注釈］

（注１）本論文では、農協系統組織に属する組織を、以下のように表記する（以下、表記順）。
北海道農業協同組合中央会：北農中央会
北海道信用農業協同組合連合会：北信連
十勝農業協同組合連合会：十勝農協連
北海道農協総合情報センター：北農情報センター
農林中央金庫：農林中金

（注２）システムとは、各構成要素が相互にある種の関係をもちながら形成する一つの「全体」をさす（日本大百科全書）。ここでは、諸機能および機能内の特徴を構成要素と捉え、資金の供給機能と決済機能だけでなく他にも諸機能を有していると仮定し、それらを総称して資金供給・決済システムと呼ぶ。

（注３）田渕・太田原（1995）p103。

（注４）黒河（1991a）にT農協が総合通帳制を実施した概要が、坂下（1991a）にN農協が特別営農資金の枠内貸付と別段貯金で管理・供給した事実が記されている。

（注５）詳しくは坂下（2017a・2017b）に整理されている。

（注６）坂下（2017b）p4。

（注７）本論文では、普通貯金を決済口座に用いるW農協は対象外とした。その理由は、W 農協管内では酪農経営が多く、酪農経営は耕種経営とは異なり、月々の乳代があることで相対的に多くの運転資金を必要としないことからである。なお田渕・太田原（1995）は、短期貸越制度（短貸）定式化のまとめ役となった人物が組勘制度として全道に普及することに対して「年に12回（乳代入金時）の計画見直しが可能な短貸に比べると、年に一回しか計画策定できない耕種地帯での組勘はリスクが大きすぎる制度だ」（p98）と反対した事実をあげている。本論文もこの点に依拠し、W農協を対象外とした。

［本要約の引用文献］

［１］平石 学（2011）「稲作・畑作経営向け農産物生産費集計システム」『農家の友』63（12），北海道農業改良普及協会.

［２］平石 学（2012）「「農産物生産費集計システム」を活用した水田作経営の改善」『農家の友』63（12），北海道農業改良普及協会.

［３］黒河 功（1991a）「組合員勘定制度と経営管理」七戸長生・牛山敬二編著『経済構造調整下の北海道農業』北海道大学図書刊行会.

［４］黒河 功（1991b）「大規模稲作地帯における負債問題と家族経営の展開条件」中澤 功編『家族経営の経営戦略と発展方向』北農会.

［５］森田泰之（2009）「貯金決済制度による農家の資金管理の特徴－組合員勘定制度を廃

止した北海道 P 農協の総合口座 I 型を対象に－」『2009 年度日本農業経済学会論文集』日本農業経済学会.
［6］森田泰之（2010）「北海道 F 農協における組合員勘定制度の廃止と新たな貯金決済制度の特徴」『2010 年度日本農業経済学会論文集』日本農業経済学会.
［7］森田泰之・志賀永一（2015）「農協信用事業の展開と独自の資金供給・決済システムの特徴－組合員勘定制度未実施の北海道 S 農協を対象に－」『農業経済研究』87（2），日本農業経済学会.
［8］西村博行（1970）「組合員勘定制度を検討する－北海道における普及状況を通して－」『農業と経済』36（10），富民協会.
［9］坂下明彦（1991a）「「開発型」農協の総合的事業展開とその背景」七戸長生・牛山敬二編著『経済構造調整下の北海道農業』北海道大学図書刊行会.
［10］坂下明彦（1991b）「北海道における農業金融の特質」飯島源次郎編著『転換期の農業協同組合』筑波書房.
［11］坂下明彦（2017a）「現実を知らない性急な廃止論　クミカンは経営改善のために」『ニューカントリー』2017.2，北海道協同組合通信社.
［12］坂下明彦（2017b）「観察（みる）クミカン制度の現段階的意義」『地域と農業』105，北海道地域農業研究所.
［13］白井康裕・井脇健治・志賀永一・大野勝広・鱈場 尊・平石 学・日向貴久（2010）「畑作経営を対象として「生産費集計マニュアル」の開発－十勝管内畑作経営研究会の取り組み－」『農業経営研究』48（1），日本農業経営学会.
［14］白井康裕（2011）「組勘（クミカン）データを見える化する経営管理ツール」『農家の友』63（12），北海道農業改良普及協会.
［15］田渕直子・太田原高昭（1995）「北海道における農協組合員勘定制度と営農指導事業」『農経論叢』51，北海道大学農学部農業経済学科.
［16］天間 征（1986）「農家の経営能力と負債問題」『農業と経済』52（13），富民協会.
［17］天間 征（1990）「農業経営発展と資金問題－農家負債問題の根底にあるもの－」『農業経営研究』27（3），日本農業経営学会.
［18］山田定市（1967）「『組合員勘定』の実態と本質」『協同組合研究月報』160，協同組合経営研究所.
［19］山尾政博（1981）「北海道における「組合員勘定制度」の成立と展開」『農経論叢』37，北海道大学農学部農業経済学科.
［20］吉野宣彦（2002）「北海道酪農における農協情報の経営改善への利用」『農業経営研究』40（1），日本農業経営学会.
［21］吉野宣彦（2003）「酪農における経営改善のための情報提供に関する研究－北海道・大規模酪農地帯・別海町を対象に－」『酪農大学紀要』人文・社会科学編 28（1），酪農学園大学.
［22］吉野宣彦（2011）「地域の農業経営を簡易に分析する－クミカンを利用した分析プログラムの開発と活用－」『地域と農業』80，北海道地域農業研究所.